

平成31年1月18日提出

教育委員会会議案

木更津市教育委員会

木更津市教育委員会会議日程

開 会 平成31年1月18日(金) 午後1時00分

1 開 会 宣 言

2 会議録署名人の指名 武井 紀夫 委員

3 前回会議録作成の報告 高澤 茂夫 教育長 ・ 豊田 雅之 委員

4 付 議 議 案

議案番号	件 名	頁
議案第1号	市議会の議決を要する事件の議案（木更津市立公民館設置及び管理運営条例の一部を改正する条例の制定）について	2
議案第2号	市議会の議決を要する事件の議案（木更津市立市民学習会館等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定）について	7
議案第3号	木更津市立図書館管理運営規則の一部を改正する規則の制定について	11

5 報 告 事 項

6 そ の 他

7 閉 会 宣 言

議案第1号

市議会の議決を要する事件の議案（木更津市立公民館設置及び管理運営条例の一部を改正する条例の制定）について

平成31年3月市議会定例会に提案する条例案を、別紙のとおり市長に申し出ることについて、木更津市教育委員会組織及び運営規則（昭和61年木更津市教育委員会規則第1号）第5条第10号の規定により、議決を求める。

平成31年1月18日提出

木更津市教育委員会教育長 高 澤 茂 夫

提案理由

木更津市立金田公民館の廃止、木更津市立金田公民館畔戸分館の名称変更等に伴い、関係条文の整備をしようとするものである。

議案第 号

木更津市立公民館設置及び管理運営条例の一部を改正する条例の制定について
木更津市立公民館設置及び管理運営条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成31年2月 日提出

木更津市長 渡 辺 芳 邦

木更津市条例第 号

木更津市立公民館設置及び管理運営条例の一部を改正する条例

木更津市立公民館設置及び管理運営条例（昭和32年木更津市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項の表木更津市立金田公民館の項を削り、同表木更津市立富岡公民館の項中「1, 770番地1」を「1770番地1」に改め、同表木更津市立畑沢公民館の項中「1, 053番地12」を「1053番地12」に改める。

第3条の表木更津市立金田公民館の項中「木更津市立金田公民館」を「木更津市立中央公民館」に改める。

第10条第2項中「別表第1から別表第17まで」を「別表第1から別表第16まで」に改め、同条第3項中「別表第7、別表第12及び別表第14」を「別表第6、別表第11及び別表第13」に改める。

別表第4の備考の1中「別表第7、別表第12及び別表第14」を「別表第6、別表第11及び別表第13」に改める。

別表第5を削り、別表第6を別表第5とし、別表第7を別表第6とし、別表第8を別表第7とし、別表第9を別表第8とし、別表第10を別表第9とし、別表第11を別表第10とし、別表第12を別表第11とし、別表第13を別表第12とし、別表第14を別表第13とし、別表第15を別表第14とし、別表第16を別表第15とする。

別表第17種別の項中「午前8時30分から午後9時30分まで」を「午前9時から午後9時30分まで」に改め、同表木更津市立金田公民館畔戸分館の項中「木更津市立金田公民館畔戸分館」を「木更津市立中央公民館畔戸分館」に改め、同表を別表第16とする。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第2条第2項の改正規定（木更津市立金田公民館の項を削る部分を除く。）は、公布の日から施行する。

提案理由

木更津市立金田公民館の廃止、木更津市立金田公民館畔戸分館の名称変更等に伴い、関係条文の整備をしようとするものである。

新旧対照表
 ○議案第 号 木更津市立公民館設置及び管理運営条例の一部を改正する条例

新		旧	
木更津市立公民館設置及び管理運営条例	昭和32年10月1日 条例第29号	木更津市立公民館設置及び管理運営条例	昭和32年10月1日 条例第29号
(設置、名称及び位置)		(設置、名称及び位置)	
第2条 略		第2条 略	
2 公民館の名称及び位置は、次のとおりとする。		2 公民館の名称及び位置は、次のとおりとする。	
略		略	
木更津市立中郷公民館	木更津市井尻789番地	木更津市立金田公民館	木更津市中島1,985番地
木更津市立富岡公民館	木更津市下郡1770番地1	木更津市立中郷公民館	木更津市井尻789番地
略		木更津市立富岡公民館	木更津市下郡1,770番地1
木更津市立畑沢公民館	木更津市畑沢1053番地12	略	
略		木更津市立畑沢公民館	木更津市畑沢1,053番地12
(分館の設置)		(分館の設置)	
第3条 次表左欄に掲げる公民館には、同表中欄に掲げる分館を設置し、その位置は同表右欄に掲げるとおりとする。		第3条 次表左欄に掲げる公民館には、同表中欄に掲げる分館を設置し、その位置は同表右欄に掲げるとおりとする。	
公民館の名称	分館の名称	公民館の名称	分館の名称
木更津市立中央公民館	畔戸分館	木更津市立金田公民館	畔戸分館
(使用の許可及び使用料等)		(使用の許可及び使用料等)	
第10条 略		第10条 略	
2 前項の規定により、使用の許可を受けたもの（以下「使用者」という。）は、別表第1から別表第16までに定める使用料を規則で定めるところにより納付しなければならない。		2 前項の規定により、使用の許可を受けたもの（以下「使用者」という。）は、別表第1から別表第17までに定める使用料を規則で定めるところにより納付しなければならない。	
3 前項の規定（別表第4、別表第6、別表第11及び別表第13に定める陶芸用電気窯の使用料を除く。）にかかわらず、市長が特別の事由があると認められた場合は、使用料を減免することができる。		3 前項の規定（別表第4、別表第7、別表第12及び別表第14に定める陶芸用電気窯の使用料を除く。）にかかわらず、市長が特別の事由があると認められた場合は、使用料を減免することができる。	
別表第4（第10条第2項）		別表第4（第10条第2項）	
略		略	
備考		備考	

- 1 住民等でないものを使用する場合の使用料は、規定使用料（陶芸用電気窯を除く。以下この表、別表第6、別表第11及び別表第13において同じ。）にその5割に相当する額を加算した額とする。

2～4 略

別表第5～別表第15 略
別表第16（第10条第2項）

種別	使用時間（午前9時から午後9時30分まで） 使用料（1時間当たり）
木更津市立中央公民館 分館	200円

備考 略

- 1 住民等でないものを使用する場合の使用料は、規定使用料（陶芸用電気窯を除く。以下この表、別表第7、別表第12及び別表第14において同じ。）にその5割に相当する額を加算した額とする。

2～4 略

別表第5（第10条第2項）

種別	使用区分	使用時間（午前9時から午後9時30分まで） 使用料（1時間当たり）
木更津市立金田公民館	保育室	100円
	第1学習室	100円
	第2学習室	100円
	第3学習室	100円
	第4学習室	100円
	休養室	100円
	集会室	300円

備考

- 1 住民等でないものを使用する場合の使用料は、規定使用料にその5割に相当する額を加算した額とする。
- 2 使用時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間に切り上げて計算する。
- 3 法第22条各号に定める事業以外の目的で使用する場合の使用料は、規定使用料の4倍に相当する額とする。
- 4 展示の用途に供する場合の使用料は、規定使用料の5割に相当する額とする。

別表第6～別表第16 略
別表第17（第10条第2項）

種別	使用時間（午前8時30分から午後9時30分まで） 使用料（1時間当たり）
木更津市立金田公民館 分館	200円

備考 略

議案第 2 号

市議会の議決を要する事件の議案（木更津市立市民学習会館等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定）について

平成 31 年 3 月市議会定例会に提案する条例案を、別紙のとおり市長に申し出ることについて、木更津市教育委員会組織及び運営規則（昭和 61 年木更津市教育委員会規則第 1 号）第 5 条第 10 号の規定により、議決を求める。

平成 31 年 1 月 18 日提出

木更津市教育委員会教育長 高 澤 茂 夫

提案理由

木更津市立金田市民学習会館の廃止等に伴い、関係条文の整備をしようとするものである。

議案第 号

木更津市立市民学習会館等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

木更津市立市民学習会館等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成31年2月 日提出

木更津市長 渡 辺 芳 邦

木更津市条例第 号

木更津市立市民学習会館等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

木更津市立市民学習会館等の設置及び管理に関する条例（昭和51年木更津市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第3条の表木更津市立高柳市民学習会館の項中「高柳3丁目」を「高柳三丁目」に改め、同表木更津市立金田市民学習会館の項を削り、同表木更津市立文京市民学習会館の項中「文京2丁目」を「文京二丁目」に改め、同表木更津市立清見台コミュニティーセンターの項及び木更津市立清見台コミュニティーセンター附属体育館の項中「清見台南5丁目」を「清見台南五丁目」に改め、同表木更津市立畑沢市民学習会館の項中「1, 053番地12」を「1053番地12」に改め、同表木更津市立西清川市民学習会館の項中「永井作2丁目」を「永井作二丁目」に改め、同表木更津市立桜井市民学習会館の項中「桜井新町4丁目」を「桜井新町四丁目」に改める。

第9条第1項中「別表第1から別表第10まで」を「別表第1から別表第9まで」に改める。

第10条中「別表第7及び別表第9」を「別表第6及び別表第8」に改める。

別表第2を削り、別表第3を別表第2とし、別表第4を別表第3とし、別表第5を別表第4とし、別表第6を別表第5とし、別表第7を別表第6とし、別表第8を別表第7とし、別表第9を別表第8とし、別表第10を別表第9とする。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第3条の改正規定（木更津市立金田市民学習会館の項を削る部分を除く。）は、公布の日から施行する。

提案理由

木更津市立金田市民学習会館の廃止等に伴い、関係条文の整備をしようとするものである。

新旧対照表

○議案第 号 木更津市立市民学習会館等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

新		旧																																									
<p>木更津市立市民学習会館等の設置及び管理に関する条例 昭和51年3月27日 条例第6号</p> <p>(名称及び位置)</p> <p>第3条 会館の名称及び位置は、次のとおりとする。</p>		<p>木更津市立市民学習会館等の設置及び管理に関する条例 昭和51年3月27日 条例第6号</p> <p>(名称及び位置)</p> <p>第3条 会館の名称及び位置は、次のとおりとする。</p>																																									
<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>木更津市立高柳市民学習会館</td> <td>木更津市高柳三丁目2番1号</td> </tr> <tr> <td>木更津市立文京市民学習会館</td> <td>木更津市文京二丁目6番54号</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>木更津市立清見台コミュニティセンター</td> <td>木更津市清見台南五丁目1番29号</td> </tr> <tr> <td>木更津市立清見台コミュニティセンター一附属体育館</td> <td>木更津市清見台南五丁目1番29号</td> </tr> <tr> <td>木更津市立畑沢市民学習会館</td> <td>木更津市畑沢1053番地12</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>木更津市立西清川市民学習会館</td> <td>木更津市永井作二丁目11番12号</td> </tr> <tr> <td>木更津市立桜井市民学習会館</td> <td>木更津市桜井新町四丁目2番地</td> </tr> </tbody> </table> <p>(使用料)</p> <p>第9条 使用者は、別表第1から別表第9までに定める使用料を規則で定めるところにより納付しなければならない。</p> <p>2 前項の場合において、使用料の額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。 (使用料の減免)</p> <p>第10条 市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料(別表第6及び別表第8に定める陶芸用電気窯の使用料を除く。)を減免することができる。</p>	名称	位置	木更津市立高柳市民学習会館	木更津市高柳三丁目2番1号	木更津市立文京市民学習会館	木更津市文京二丁目6番54号	略	略	木更津市立清見台コミュニティセンター	木更津市清見台南五丁目1番29号	木更津市立清見台コミュニティセンター一附属体育館	木更津市清見台南五丁目1番29号	木更津市立畑沢市民学習会館	木更津市畑沢1053番地12	略	略	木更津市立西清川市民学習会館	木更津市永井作二丁目11番12号	木更津市立桜井市民学習会館	木更津市桜井新町四丁目2番地	<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>木更津市立高柳市民学習会館</td> <td>木更津市高柳3丁目2番1号</td> </tr> <tr> <td>木更津市立金田市民学習会館</td> <td>木更津市中島1,985番地</td> </tr> <tr> <td>木更津市立文京市民学習会館</td> <td>木更津市文京2丁目6番54号</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>木更津市立清見台コミュニティセンター</td> <td>木更津市清見台南5丁目1番29号</td> </tr> <tr> <td>木更津市立清見台コミュニティセンター一附属体育館</td> <td>木更津市清見台南5丁目1番29号</td> </tr> <tr> <td>木更津市立畑沢市民学習会館</td> <td>木更津市畑沢1,053番地12</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>木更津市立西清川市民学習会館</td> <td>木更津市永井作2丁目11番12号</td> </tr> <tr> <td>木更津市立桜井市民学習会館</td> <td>木更津市桜井新町4丁目2番地</td> </tr> </tbody> </table> <p>(使用料)</p> <p>第9条 使用者は、別表第1から別表第10までに定める使用料を規則で定めるところにより納付しなければならない。</p> <p>2 前項の場合において、使用料の額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。 (使用料の減免)</p> <p>第10条 市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料(別表第7及び別表第9に定める陶芸用電気窯の使用料を除く。)を減免することができる。</p>	名称	位置	木更津市立高柳市民学習会館	木更津市高柳3丁目2番1号	木更津市立金田市民学習会館	木更津市中島1,985番地	木更津市立文京市民学習会館	木更津市文京2丁目6番54号	略	略	木更津市立清見台コミュニティセンター	木更津市清見台南5丁目1番29号	木更津市立清見台コミュニティセンター一附属体育館	木更津市清見台南5丁目1番29号	木更津市立畑沢市民学習会館	木更津市畑沢1,053番地12	略	略	木更津市立西清川市民学習会館	木更津市永井作2丁目11番12号	木更津市立桜井市民学習会館	木更津市桜井新町4丁目2番地
名称	位置																																										
木更津市立高柳市民学習会館	木更津市高柳三丁目2番1号																																										
木更津市立文京市民学習会館	木更津市文京二丁目6番54号																																										
略	略																																										
木更津市立清見台コミュニティセンター	木更津市清見台南五丁目1番29号																																										
木更津市立清見台コミュニティセンター一附属体育館	木更津市清見台南五丁目1番29号																																										
木更津市立畑沢市民学習会館	木更津市畑沢1053番地12																																										
略	略																																										
木更津市立西清川市民学習会館	木更津市永井作二丁目11番12号																																										
木更津市立桜井市民学習会館	木更津市桜井新町四丁目2番地																																										
名称	位置																																										
木更津市立高柳市民学習会館	木更津市高柳3丁目2番1号																																										
木更津市立金田市民学習会館	木更津市中島1,985番地																																										
木更津市立文京市民学習会館	木更津市文京2丁目6番54号																																										
略	略																																										
木更津市立清見台コミュニティセンター	木更津市清見台南5丁目1番29号																																										
木更津市立清見台コミュニティセンター一附属体育館	木更津市清見台南5丁目1番29号																																										
木更津市立畑沢市民学習会館	木更津市畑沢1,053番地12																																										
略	略																																										
木更津市立西清川市民学習会館	木更津市永井作2丁目11番12号																																										
木更津市立桜井市民学習会館	木更津市桜井新町4丁目2番地																																										

別表第2 (第9条第1項)

種別	使用区分	使用時間 (午前9時から午後9時30分まで) 使用料 (1時間当たり)
木更津市立金	保育室	100円
田市民学習会	第1学習室	100円
館	第2学習室	100円
	第3学習室	100円
	第4学習室	100円
	休養室	100円
	集会室	300円

備考

- 1 住民等でないものが使用する場合の使用料は、規定使用料にその5割に相当する額を加算した額とする。
- 2 使用時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間に切り上げて計算する。
- 3 第4条に規定する業務以外の目的で使用する場合の使用料は、規定使用料の4倍に相当する額とする。
- 4 展示の用途に供する場合の使用料は、規定使用料の5割に相当する額とする。

別表第2～別表第9 略

別表第3～別表第10 略

議案第 3 号

木更津市立図書館管理運営規則の一部を改正する規則の制定について
木更津市立図書館管理運営規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

平成 31 年 1 月 18 日

木更津市教育委員会教育長 高 澤 茂 夫

木更津市教育委員会規則第 号

木更津市立図書館管理運営規則の一部を改正する規則

木更津市立図書館管理運営規則（昭和 61 年木更津市教育委員会規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表に備考として次のように加える。

備考 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する国民の祝日（以下「国民の祝日」という。）の開館日における開館時間は、この表の規定にかかわらず、午前 9 時から午後 5 時までとする。

第 3 条第 5 号中「ばく書期間」を「特別整理期間」に改める。

第 6 条に次の 1 項を加える。

5 前項の有効期間は、第 1 項後段の規定による本人確認を行うことにより、更新することができる。

第 8 条第 2 項中「返済期限」を「当該申出の日」に改める。

第 13 条の見出し中「公民館」を「公民館等」に改め、同条中「木更津市立公民館長」を「木更津市立公民館等の長」に改める。

別記第 1 号様式中「明 大 昭 平」を削り、

「

で ん 電 話	1 自宅	2 呼出 (様方)	☎ ()	利用者資格コード	
	3 帰省先	4 連絡先	☎ ()	0 無	1 個 3 特 5 団

」

を

「

	1 自宅	利用者資格コード
		個 郵 特 団

でん 電	わ 話	2	けいたい 携帯	障 学 相 他
---------	--------	---	------------	---------

に改める。

別記第2号様式中「TEL 22-3190」を「0438-22-3190」に、

「○ このカードをなくしたとき、住所、電話番号が変わった
ときはお知らせください。」

を

「○ このカードをなくしたとき、住所、電話番号が変わった
ときはお知らせください。」

○ 公民館等の図書をご利用の場合は、その施設の開館日等
をご確認の上ご利用ください。」

に、

「休館日 : 火曜日・祝日・毎月最終金曜日・年末年始

開館時間 : 水曜日～金曜日 午前9時～午後7時

土曜日～月曜日 午前9時～午後5時」

を

「休館日 : 火曜日・国民の祝日の一部・毎月最終金曜日・年末年始・特別整理期間

開館時間 : 水曜日～金曜日 午前9時～午後7時

土曜日～月曜日・国民の祝日の開館日 午前9時～午後5時」

に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行前に、この規則による改正前の木更津市立図書館管理運営規則（以下「旧規則」という。）の規定によりなされた申込その他の手続きは、それぞれこの規則による改正後の木更津市立図書館管理運営規則（以下「新規則」という。）の相当規定によりなされた申込その他の手続きとみなす。

- 3 この規則の施行の際現に旧規則の規定により交付された図書館カードは、新規則の相当規定により交付された図書館カードとみなす。

提案理由

木更津市金田地域交流センター図書コーナーの運営に際し、関係規則を整備しようとするものである。

新旧対照表

○議案第 号 木更津市立図書館管理運営規則の一部を改正する教育委員会規則

新	旧												
<p>木更津市立図書館管理運営規則</p> <p>昭和61年3月31日 教育委員会規則第3号</p> <p>(開館時間)</p> <p>第2条 図書館の開館時間は、次のとおりとする。ただし、館長が必要と認めるときは、これを変更することができる。</p> <table border="1" data-bbox="459 1173 587 2060"> <tr> <th>曜日</th> <th>開館時間</th> </tr> <tr> <td>日曜日、月曜日及び土曜日</td> <td>午前9時から午後5時まで</td> </tr> <tr> <td>水曜日から金曜日まで</td> <td>午前9時から午後7時まで</td> </tr> </table> <p>備考 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する国民の祝日(以下「国民の祝日」という。)の開館日における開館時間は、この表の規定にかかわらず、午前9時から午後5時までとする。</p> <p>(休館日)</p> <p>第3条 図書館の休館日は、次のとおりとする。ただし、館長が必要と認めるときは休館日を変更し、又は臨時に休館することができる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 特別整理期間(年間10日以内とし、館長が定める日)</p> <p>(貸出しの手続き)</p> <p>第6条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5. 前項の有効期間は、第1項後段の規定による本人確認を行うことにより、更新することができる。</p> <p>(貸出し期間)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 館長は、前項の貸出し期間内に申出のあつた者に対して、他の者の利用を妨げない限りにおいて当該申出の日から14日を限度として貸出し期間の延長をすることができる。</p> <p>(公民館等への協力)</p> <p>第13条 図書館法(昭和25年法律第118号)第3条第9号の規定により、館長は、木更津市立公民館等の長の求めに応じ、図書を定期的に配本することができる。</p>	曜日	開館時間	日曜日、月曜日及び土曜日	午前9時から午後5時まで	水曜日から金曜日まで	午前9時から午後7時まで	<p>木更津市立図書館管理運営規則</p> <p>昭和61年3月31日 教育委員会規則第3号</p> <p>(開館時間)</p> <p>第2条 図書館の開館時間は、次のとおりとする。ただし、館長が必要と認めるときは、これを変更することができる。</p> <table border="1" data-bbox="459 190 587 1077"> <tr> <th>曜日</th> <th>開館時間</th> </tr> <tr> <td>日曜日、月曜日及び土曜日</td> <td>午前9時から午後5時まで</td> </tr> <tr> <td>水曜日から金曜日まで</td> <td>午前9時から午後7時まで</td> </tr> </table> <p>(休館日)</p> <p>第3条 図書館の休館日は、次のとおりとする。ただし、館長が必要と認めるときは休館日を変更し、又は臨時に休館することができる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) びく書期間(年間10日以内とし、館長が定める日)</p> <p>(貸出しの手続き)</p> <p>第6条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>(貸出し期間)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 館長は、前項の貸出し期間内に申出のあつた者に対して、他の者の利用を妨げない限りにおいて返済期限から14日を限度として貸出し期間の延長をすることができる。</p> <p>(公民館への協力)</p> <p>第13条 図書館法(昭和25年法律第118号)第3条第9号の規定により、館長は、木更津市立公民館長の求めに応じ、図書を定期的に配本することができる。</p>	曜日	開館時間	日曜日、月曜日及び土曜日	午前9時から午後5時まで	水曜日から金曜日まで	午前9時から午後7時まで
曜日	開館時間												
日曜日、月曜日及び土曜日	午前9時から午後5時まで												
水曜日から金曜日まで	午前9時から午後7時まで												
曜日	開館時間												
日曜日、月曜日及び土曜日	午前9時から午後5時まで												
水曜日から金曜日まで	午前9時から午後7時まで												